墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２８年１２月９日

墨田区長　　山　　本　　　　亨

墨田区条例第７１号

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成１１年墨田区条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第２８条第３項中「選択」の次に「することが」を加える。

第３０条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第４４条の２第３項中「）」を「。以下「行政手続条例」という。）」に改める。

第４６条中「及び運搬」を「、及び運搬」に改め、同条ただし書中「又は」を「、又は」に改める。

第４８条中「処分」の次に「することが」を加える。

第６７条中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

第６８条中「に納付」の次に「することが」を加える。

第６９条第１項第２号イ中「墨田区行政手続条例（平成７年墨田区条例第２６号。以下「行政手続条例」という。）」を「行政手続条例」に改める。

第７４条中「き損」を「毀損」に改める。

第７９条中「前条第１項」を「区長は、前条第１項」に改める。

別表　１廃棄物処理手数料の部中「３６円５０銭」を「４０円」に、「６９円」を「７６円」に、「２，５００円」を「２，８００円」に改める。

付　則

１　この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表　１廃棄物処理手数料の部３の項ただし書の規定は、占有者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合に適用し、施行日前に粗大ごみの収集、運搬及び処分の申告を区長に行った場合については、なお従前の例による。

３　施行日から平成２９年１０月３１日までの間、施行日前にこの条例による改正前の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により区長が交付した有料ごみ処理券は、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例第４６条の規定により事業者が添付する場合に限り、この条例による改正後の別表の規定に基づく廃棄物処理手数料の納付により交付した有料ごみ処理券とみなす。